

ミツヒロニュース



早いもので師走を迎えました。

近年、税務調査では納税者の実態を把握するためにデジタルの活用が進んでいます。調査官は数字の変化だけでなく、ホームページの情報や経営者自身がFacebookなどのSNSに投稿した内容まで確認します。収支報告はもちろん、趣味や購入品などの個人的な情報を投稿している場合、そのライフスタイルから納税状況を推測され、税逃れがないか調査される可能性があります。そのため、SNSへ投稿する際には十分に注意して行ってください。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇税務調査はどう変わる？
- ◇マイナンバーカードの期限切れにご注意
- ◇令和7年度からの多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
「今年も
ありがとうございました。」



税務調査はどう変わる？

令和7年9月から、税務調査のデジタル化が本格始動しました。

法人・個人問わず、全税目・納税者が対象となるため、従来の調査現場を大きく転換させる重要な動きといえるでしょう。

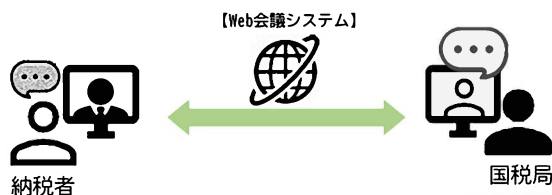
1. 9月から「オンライン調査」を段階的に導入へ

「オンライン調査」については、主に以下の3つの項目に分けられます。

- ・連絡手段：事前通知後の調査官との連絡にインターネットメールを活用
- ・面談：Microsoft TeamsによるWeb会議システムを用いた質疑応答の実施
- ・データの共有：インターネットメールや国税庁指定のオンラインストレージサービス（PrimeDrive）を通じて、大容量の帳簿書類などのデータを受け渡し

① リモート調査

オンラインで概況聴取（質問・回答）等のヒアリングを実施



② データの受け渡し

e-Taxやオンラインストレージサービスを利用してデータの受け渡し



(引用) 国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」

これらは、デジタル庁提供の「ガバメントソリューションサービス（GSS）」を基盤とし、納税者と調査官双方の効率化を図ります。なお、税務調査の事前通知については、従来通り電話で行われます。

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

2. AI も活用した準備調査の実態

税務調査は選定、準備、実地と三段階に分類されますが、調査官は実地調査で効率よく動くために準備に時間をかけます。これまでの申告内容や資料情報から要調査項目を抽出するのはもとより、調査先のホームページをつぶさにチェックしておくのは基本中の基本で、会社概要や取引企業、代表者の挨拶などもチェックし、経営者の趣味などでゴルフや車、美術品に興味があるようなら、出張内容や減価償却資産を精査して個人の経済的利益と混同していないかを検討します。経営者が趣味で解説しているホームページやブログなどから調査に有益な情報を得ることもあるそうです。

AI を活用して調査先の選定にあたって、過去の申告内容や調査結果をもとに AI がスクリーニングを行い、不正の可能性の高い調査先を選んでおり、実地が始まる時点で調査は半分以上進んでいるというのが現状です。

訪れた店や場所、飲食の写真など、SNS でアップしている経営者も多いはずですが、経営者の X など SNS の書き込みもチェックしているので、匿名でやっているからと思っていても、実名を出している SNS から伝って特定されることもあり得ます。正確でない回答をした場合、SNS からバレてしまう可能性もありますので、個人的な支出と事業の支出は明確に分けたり、不必要な情報を与えないようにガードする必要があります。



マイナンバーカードの期限切れにご注意

マイナンバーカードの有効期限は、カード本体が発行日から 10 回目の誕生日(18 歳未満は 5 回目)、電子証明書が搭載日から 5 回目の誕生日です。カード表面に本体の有効期限が印刷(電子証明書の有効期限はご自身で記入)されています(図表参照)。

カードの発行時から電子証明書を搭載する場合は、カード有効期限の 5 年前が電子証明書の有効期限です。健康保険証として利用する方は、電子証明書の有効期限 3 か月前から医療機関の端末で期限切れの警告が表示されます。

マイナンバー制度が始まった 2015 年から 10 年、マイナポイント事業が開始された 2020 年から 5 年になる今年は、更新手続きが集中します。自治体窓口が混雑し、カード本体の更新も通常 1 か月程度のところ、遅れが予想されます。有効期限が近付くと、自治体から有効期限通知書が送付されます。電子申告の際に期限切れで困らないよう、忘れずに更新手続きをおこなってください。

なお、通知書が手元に届いていなくても、更新手続きは有効期限の 3 か月前の翌日からおこなうことができます。

有効期限記載場所





令和7年度からの

多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化等について

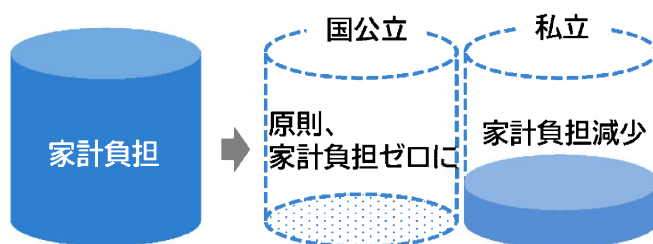
1. 多子世帯の無償化の内容について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）に基づき、令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす大学等が対象
財源	消費税財源を活用

2. 授業料・入学金減免のイメージ

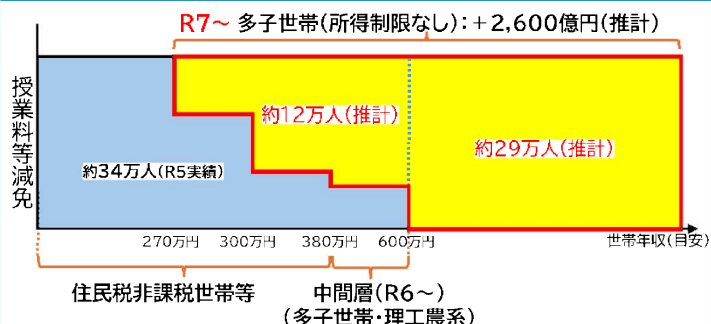


3. 減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

4. 公費による支援

R7予算額: 7,025億円(地方負担分493億円を含む)



5. 対象となる多子世帯の考え方

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている 場合

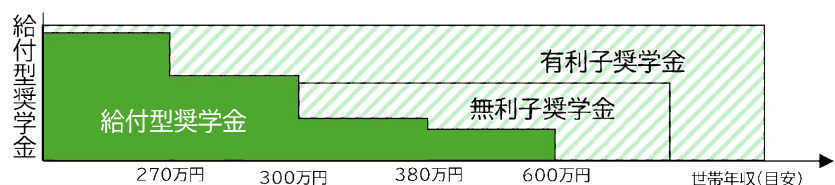
	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	支援対象	支援対象	支援対象	対象外
高校生以下				

※ □ は扶養する子供

令和7年度からの多子世帯への
授業料等無償化に係るFAQ



※参考 給付型奨学金イメージ



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高専4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

2. 子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充 （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）

開始時期	令和7年度～（入学生及び在学生） ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に 関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学修意欲・ 成績に 関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を 毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 （私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援） ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が軽減されます。		
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で （各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます） ※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。	※「高等教育の修学支援新制度」における ・ 多子世帯支援に関するFAQ ・ 各要件の詳細やQ&A については、 文部科学省ウェブサイトで確認	多子世帯支援 に関するFAQ 新制度の詳細な 要件やQ&A



扶養する子供が
3人以上の世帯が対象

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報（マイナンバー）で
扶養する子供の数を確認

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象（大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校）

対象となる大学等の一覧はこちら

参考文献： ■経営革新等支援機関推進協議会 ■BLUE RETURN ■文部科学省 HP

年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を
下記の通りとさせていただきます。

ご了承の程、よろしくお願いいたします。

休業期間：12月27日(土)～1月4日(日)

尚、5日(月)より平常通り業務を行います。

あとがき 今年も残すところ僅かとなりました。
この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。
この場をお借りしてお礼申し上げます。

本紙での情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に
立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお
届けする所存ですので、今後とも宜しくお願いいたします。

新しく迎える年が、希望に満ちた一年になり
ますよう、心よりお祈り申し上げます。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

